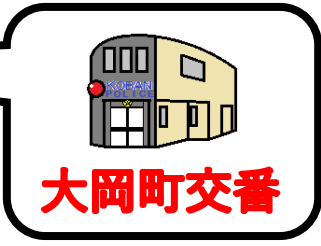
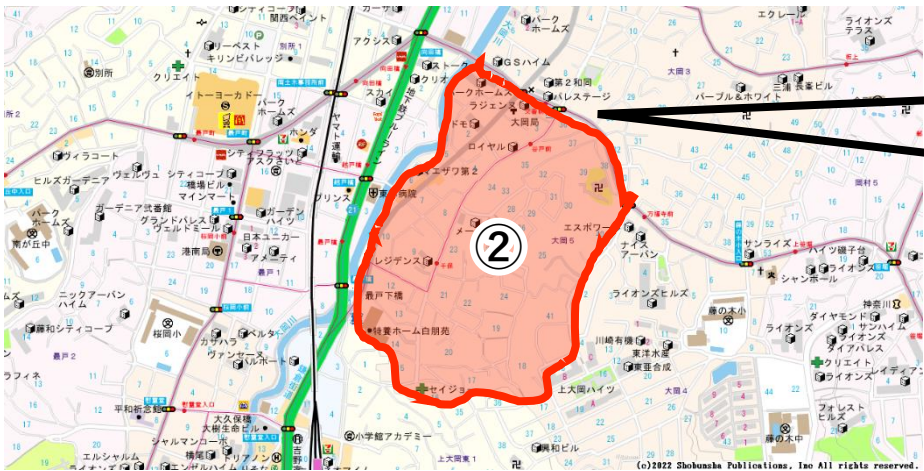
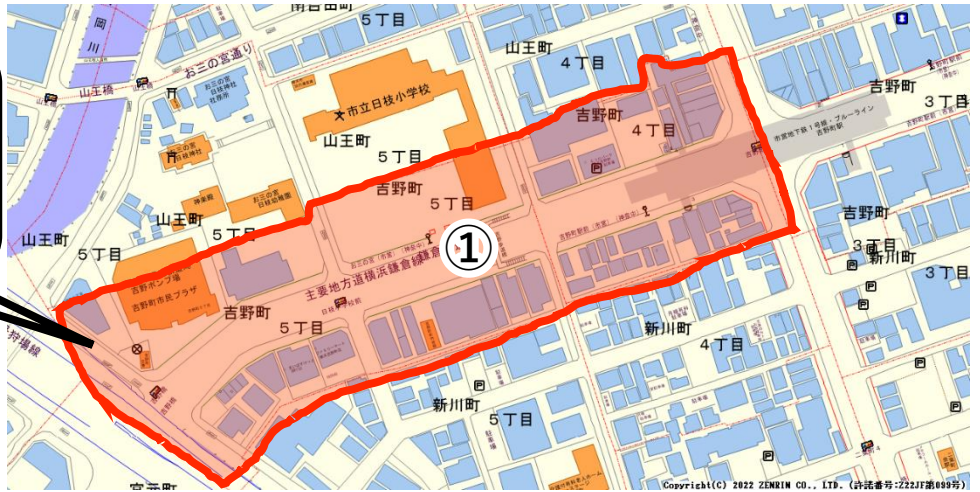


# 令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【南警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

## ① 吉野町3・4丁目

### 【選定理由】

- ・ 駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、**歩道通行時のマナー違反や車道を並進する自転車**も多いため。
- ・ 令和2年、帰宅途中の小学生が自転車2台と衝突し、重傷を負うひき逃げ交通事故が発生。今後も自転車利用者に対する指導啓発や交通指導取締りが必要であるため。

## ② 大岡5丁目

### 【選定理由】

- ・ 自転車利用者が多く、交通違反多発地区であるため。
- ・ 過去5年間、自転車に関係する交通事故の発生が増加傾向にあるため。  
(令和3年 3件、令和2年 1件、令和元年 2件、平成30年 2件、平成29年 1件)

## ①～②の地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 並進
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



## ★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！  
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！  
片手運転になったり、周りの**危険**を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！  
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。